

# 一般社団法人佐賀県私立学校退職基金社団定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県私立学校退職基金社団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県内の私立学校等に勤務する教職員の資質向上と福祉の増進を図るために必要な事業を行い、もって私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員である学校法人の教職員が退職した場合に、当該学校法人の支給すべき退職金を当該学校法人に給付する退職金資金給付事業
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員等)

第5条 この法人は、佐賀県内に所在する中学校又は高等学校を設置している学校法人のうち、この法人の目的に賛同し、入会した会員をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員は、総会において別に定める入会金及び負担金を納付しなければならない。
- 4 前項による負担金の払込みを延滞した会員の教職員が、当該延滞の期間中に学校を退職したときは、当該会員に対する退職金資金の支給を停止することがある。
- 5 負担金の払込みを延滞した会員に対しては、期限を付して督促し延滞利子を徴収する。
- 6 既納の入会金及び負担金は、その理由を問わずこれを返還しない。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、学校法人の理事会の議事録の写しを添付した入会申込書を提出し、この法人の理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた者は、入会金を払い込んだ日から会員となる。

(退会)

第7条 この法人を退会しようとする者は、その理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て当該会員の退会を認めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名された会員が、この法人に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって会員資格を喪失する。

(1) 会員全員の同意があったとき。

(2) 会員が解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第10条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

3 第1項の定時総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 会員総数の5分の1以上の会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

4 理事長は、総会の日前の1週間前までに、会員に対して前項各号にかかる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第16条 総会の決議は、会員総数の過半数の会員が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第17条 総会に出席することができない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、その議決権を代理人に代理行使させることができる。この場合において、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人2名がこれに署名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長を一般法人法上の代表理事とする。

3 理事長を除く理事のうち1名を副理事長とし、副理事長を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、辞任又は任期の満了により退任することにより、第19条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員親族制限)

第 25 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

3 前 2 項の特別の関係がある者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 当該役員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 当該役員の使用人
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (4) 前 2 号に掲げる者の配偶者
- (5) 第 1 号から第 3 号までに掲げる者の 3 親等以内であって、これらの者と生計を一にするもの

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事に対しては、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

（役員損害賠償責任の免除）

第 27 条 この法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

## 第 6 章 理事会

（構成）

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

（権限）

第 29 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 重要な職員の選任及び解任
- (5) その他この定款において定めた事項

（招集）

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第34条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第35条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、及び担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号については定時総会に報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 39 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第 10 章 運営委員会及び事務局

(運営委員会)

第 44 条 この法人の業務について、理事長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、10 人以内とし、学識経験者及び学校法人の理事、校長又は教職

員のうちから理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 第 23 条第 1 項から第 3 項の規定は、前項の委員に準用する。

(事務局)

第 45 条 この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第 11 章 業務方法書

(業務方法書)

第 46 条 この法人の事業を円滑に遂行するために、業務方法書を作成し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務方法書の制定及び改廃については、総会の決議を要するものとする。

## 第 12 章 雑 則

(個人情報の保護)

第 47 条 役員その他この法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た個人情報は、これを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虚偽の排除)

第 48 条 この法人から退職金資金その他の資金の交付を受ける者が、この法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、退職金資金その他の資金を返還させ、又は以後の退職金資金その他の資金の交付を停止することができる。

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において



読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長（代表理事）は辻 裕一とする。
- 4 この法人の最初の副理事長（業務執行理事）は梶原彰夫とする。